

川総務発第40号

令和3年2月24日

川口市情報公開・個人情報保護運営審議会  
会 長 様

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

個人情報の外部提供について（諮問）

議案及び報告事項に記載される個人情報の外部提供については、平成13年8月30日、平成30年7月4日、平成30年11月12日付けで答申をいただいているところですが、答申時には想定されていなかった事項を含む議案が、今後提出される可能性がありますことから、当該議案に記載される個人情報を外部提供することについて、再度貴審議会の意見を求めます。

記

1 議案及び報告事項に記載される個人情報の外部提供について

市議会に提出される「議案及び報告事項」は、開かれた市政の推進を図ることから、市民及び報道機関へ情報提供を行っております。

平成13年8月30日付けの答申では、人事議案、訴えの提起に関する議案、調停及び和解に関する議案、市が損害賠償を行った事件の専決処分の報告について、市民及び報道機関に対して情報提供するにあたっての取扱いが示されるとともに、その他の議案で個人情報が記載されるものを外部提供する場合においては、あらかじめ貴審議会の意見を聴くものとされています。

このことから、今後訴えの提起等において、未成年者が被控訴人となるべき者等となる場合が想定されますことから、市民及び報道機関への個人情報の提供方法について、意見を求めます。

議案第 〇〇号

控訴の提起について

さいたま地方裁判所令和〇年（〇〇）第〇号〇〇〇〇〇〇〇〇処分取消等請求事件に関し、令和〇年〇〇月〇〇日付けの判決に不服があるので、次のとおり東京高等裁判所へ控訴を提起する。

記

1 当事者

控訴人となるべき者 川口市青木2丁目1番1号

川口市

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

被控訴人となるべき者 川口市青木1丁目1番1号

川 口 太 郎

法定代理親権者 川 口 花 子

2 事件の内容

本件訴訟は、本市（第1審被告）が被控訴人（控訴人）となるべき者（第1審原告）に対し行った〇〇〇〇〇〇〇〇等に関し、国家賠償法上の違法があるとして、本市に対し、〇〇万円余りの損害賠償の支払いを求めたものである。

3 判決の内容

- (1) 被告は、原告に対し、〇万円及びこれに対する令和〇年〇〇月〇〇日から支払済みまで年〇分の割合による金員を支払え。
- (2) 原告のその余の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、これを〇〇分し、その〇〇を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

4 控訴の要旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人となるべき者の控訴人となるべき者に対する請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第1審、第2審とも被控訴人となるべき者の負担とする。

5 訴訟遂行の方針

市は、上記訴訟の判決の結果必要と認める場合は、上告することができる。

令和〇年〇〇月〇〇日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫